

京都市立南大内小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 目的・ 基本理念

「いじめ」はいじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。道徳教育を充実・いじめに対する取組状況を学校評価項目に位置付けることなど、いじめの早期発見や未然予防につなげるとともに、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として学校内で情報を共有・把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導をし、解決につなげることが重要である。

本方針は子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー 各担任

(2) 役割・取組内容

- ・発見されたいじめ事案への早急かつ徹底した対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口と対応方針の決定
- ・重大事案への対応及び連携機関との連絡
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に關わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に関する研修」の時期の決定
- ・取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、保護者に結果を知らせる。
- ・未然防止の取組の年間計画の決定

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条（略）

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止の取り組み

ア 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。（主体的・対話的・深い学びへ）
- ・児童同士の絆づくり（学級活動、クラブ活動、委員会活動、たてわり活動）

イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・やわらかいまが芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることうねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、「特別の教科 道徳」の学習の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。
- ・休日参観や自由参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「特別の教科 道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

エ 児童が自主的に行う活動の充実（児童同士の絆づくり）

- ・望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・児童会によるいじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・たてわり活動による児童同士の絆づくり
- ・学級通信等の有効活用。
- ・朝会を利用した児童への話
（いじめ対応チームを知らせ、担任以外に話せる場があることを伝える）
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動・見守り隊の実施。

力 保護者の啓発

- ・学校としていじめ防止活動を行うことを周知
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・家庭教育講座や懇談会にて「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

キ その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・全クラス年2回クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

(イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施、発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談

イ 相談体制の整備

- ・気になる児童への定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

ウ その他

- ・日常の児童に関する情報共有
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ・京都府警等による講義を通して、SNSの危険性などを学ぶ。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教職員研修による教職員一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・いじめ事案対処に関する研修

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解と「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2（略）

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

4 いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

(1) 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚した時の対応

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。 •重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。 •加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。 •学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

【対応時のフローチャート図】



<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

(いじめに対する措置)

- 第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
 - 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
 - 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

5 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が発生した場合、教職員全体で情報共有し、すべての教職員でその解消時まで見守る体制をつくる。
- ・いじめを受けた本人、その保護者の意向を尊重し、指導を進める。
- ・いじめが再発しないよう、必要に応じ、関係機関等との連携を進める。

6 保護者・地域・関係機関への連携

- ・学校としていじめ防止活動を行うことを周知。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・家庭教育学級や懇談会にて「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・学校評価に、保護者、教職員や地域の人に気軽に相談できるかと言った項目をつくる。
- ・地域や関係機関から気になる情報を収集できるシステムを作る。
- ・ホームページや学校だより、学級だよりを通して啓発する。
- ・京都府警等との連携を進める。

7 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。
- 3 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 (略)

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

8 年間計画（予定） ※年間予定のため、予定を変更する場合があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・児童にいじめ対策委員の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート結果・いじめにつながりかねなかった事例等を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会の中で保護者啓発、いじめ対策委員会メンバーの紹介 ・家庭訪問週間
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「いじめアンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・休日参観②
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしの日」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式いじめアンケート実施、クラスマネジメントシート実施①（1～6年）、 ・教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発パンフレット配布 ・学校評価アンケート実施 ・学校運営協議会で説明①
		<u>【6年】修学旅行</u>		

7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「いじめアンケートの結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしの日」の取組 	学年集約と共有①	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・地生連で「いじめ対応」を伝える
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ ・生徒指導校内夏季研修会② 「生徒指導提要の改訂をふまえたこれまでの生徒指導について」 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしの日」の取組 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の評価分析」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしの日」の取組 <p>【5年】花背山の家宿泊学習</p>		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「いじめアンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価と結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・「なかよしの日」の取組 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価② ・学校評価を基に学校運営協議会・理事会で話し合う。 ・学校関係者評価①
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「いじめ等、気になる児童の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 ・生徒指導校内研修会③ 「授業を伴う研修会の実施」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしの日」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式いじめアンケートの実施、 ・クラスマネジメントシート実施②(1~6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習参観⑤ ・人権啓発・懇談会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 ・生徒指導校内研修会④ 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「いじめアンケートの結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしの日」の取組 ・学習発表会 <p>【6年】小中連携①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間（個別面談）② ・学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会 ・地生連で「いじめ対応」を伝える
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 職員会議 「学校評価の結果の共有」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしの日」の取組 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の分析」② ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなみおおうち作品展 ・「なかよしの日」の取組 <p>【6年】小中連携②</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観 ・学校評価を基に学校運営協議会・理事会で話し合う。 ・学校関係者評価②
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C Aサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で「いじめ問題」をとりあげる

- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。
- ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。(緊急対応の場合はこの限りではない。)